

令和 6 年度 「ふれあい地域懇談会」 報告書

< 鎌倉地域（西地区） >

日 時	令和 6 年（2024年） 7 月29日（月） 午前 9 時半～11時半
場 所	鎌倉市役所 第 3 分庁舎 講堂
出 席 者	自治会・町内会代表 19名 鎌倉市 8 名
内 容	第 1 部 市長からの説明 （1）深沢のまちづくりについて （2）今後のごみ処理方針（戸別収集の実施）について （3）ケアラー支援条例の制定について （4）支所を活用した防災対策について （5）多様な学びの場づくりについて 第 2 部 地域からの議題に関する懇談 （1）由比ガ浜公会堂の耐震補強のお願い （2）由比ガ浜 4 丁目大規模開発について （3）里道（赤地）の近接住民による無断使用の件 （4）観光客に対してのトイレ対策 （5）鎌倉市まち美化活動について （6）消防分団のあり方 （7）鎌倉市における低層住居専用地域（風致地区含む）での民泊営業禁止の条例制定

出席者名簿 （敬称略）

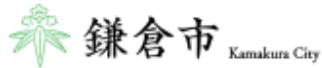
【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	佐助自治会	八星 暁	会長
2	蔵屋敷自治会	石川 隆	会長
3	由比ガ浜自治会	倉川 良樹	会長
4	塔之辻自治会	加藤 孝彦	会長
5	若宮町内会	藤島 節子	会長
6	長谷自治会	太田 正和	会長
7	長谷新宿町内会	片野 玄斉	会長
8	長谷上町町内会	川村 久雄	会長
9	長谷東町町内会	横塚 尚志	会長
10	長谷大谷戸町内会	河合 泰男	会長
11	坂ノ下自治会	三留 定男	会長
12	極楽寺自栄会	高橋 純信	会長
13	鎌倉地区自治組織連合会 （馬場ヶ谷親和会）	仲島 孝	副会長 （会長）
14	極楽寺西ヶ谷町内会	海老原 譲治	会長
15	稲村ガ崎自治会	和久井 君雄	会長
16	北稲村ガ崎自治会	高麗 宏子	会長
17	由比ガ浜西自治会	兵藤 沙羅	会長
18	由比ガ浜中央自治会	杉本 みどり	会長
19	若宮ハイツ自治会	坂口 城治	会長

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	総務部長	藤林 聖治	
3	市民防災部長	永野 英樹	
4	共生共創部長	能條 裕子	
5	環境部長	加藤 隆志	
6	まちづくり計画部長	服部 基己	
7	都市整備部長	森 明彦	
8	消防長	高木 守	

第 1 部 市長からの説明 【共通】



令和 6 年度 ふれあい地域懇談会

第 1 部 市長からの報告

鎌倉市長 松尾 崇

Ⅰ. 深沢のまちづくりについて



鎌倉市

2

市庁舎移転に向けての現状



鎌倉市

3

令和4年12月
～
令和5年度

鎌倉市役所移転に関する条例（賛成 16 反対 10 で2/3に足らず否決）
の否決以降、情報発信不足などの指摘に対応

⇒動画作成など、様々な方法で周知に取り組む

⇒説明会など（約60回・延べ約1,000名）や「てのりかまくら」
（2,194枚）の配布など、合計約70回・延べ約6,800人

新しい市役所」のイメージを具体化し、
理解度や納得感を高める必要性

令和6年2月 「基本設計」関連予算が可決
基本設計の着手へ



動画でわかる
本庁舎等整備事業

4

深沢のまちづくりの現状



鎌倉市

5

深沢のまちづくりの目的

昭和62年 深沢地区に約8.1 ha の国鉄清算事業団用地が誕生

土地区画整理事業を実施します。

第3の都市拠点

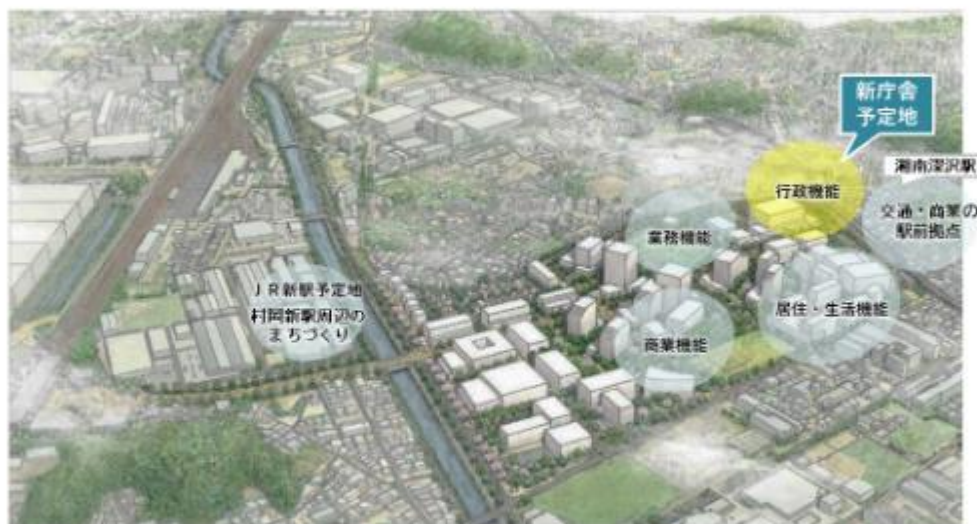
を形成することで、

- ・人口減少、少子高齢化
- ・社会インフラ、公共施設の老朽化
- ・市の財政基盤の強化

等の様々な課題に対応します。



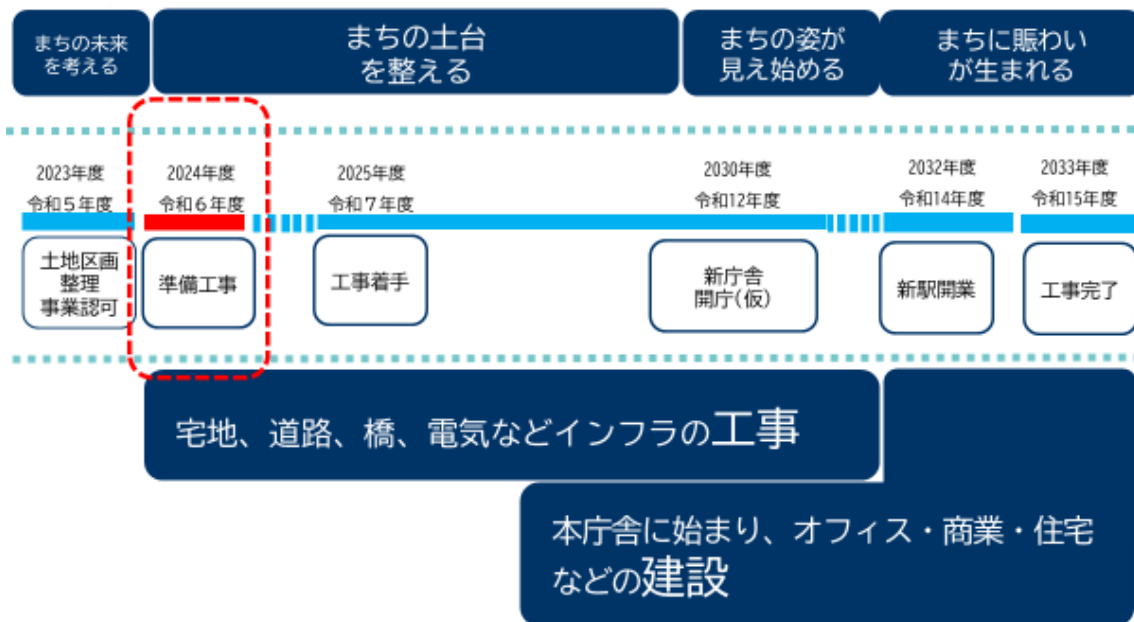
6



新庁舎は、市庁舎、地域図書館、学習センター、消防本部・消防署を複合した施設の整備を計画しています

7

深沢のまちづくりスケジュール



8

地区計画について

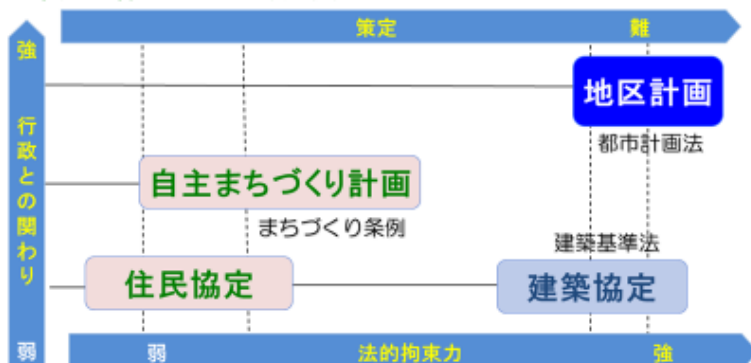


鎌倉市

9

市民主体のまちづくり(目標によって最適な方法があります)

■ 市民主体のまちづくり方法のいろいろ



都市計画法では、地区計画等の提案をするために、権利者の2/3以上の同意を必要としています。

○都市計画法に定める都市計画決定を行うことになるため、建築物の用途などに、法的な拘束力が発生します。

○土地の利用を規制することになるので、地域の皆さんが提案する際には、権利者全員の同意を目指すことが大切です。

○法令や都市マスタープランに定める施策との整合を図る必要があります。

■ 地区計画とは・・・

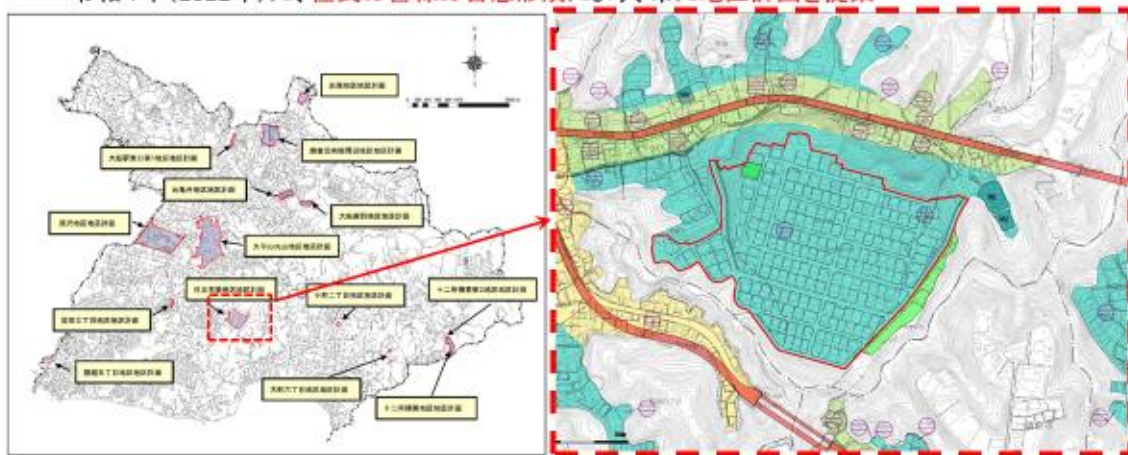
○現在定められている都市計画を前提として一定のまとまりをもった地区(例えば町内会など)において地区の実情に応じて、きめ細かく建築物の用途や高さなどの制限を定める制度

10

地区計画は市内に14地区(市民主体の地区計画策定は3地区)

○住友常盤地区地区計画(約8.5ヘクタール)／令和6年(2024年)2月都市計画決定

- ⇒ 第一種低層住居専用地域・第2種風致地区内の一体の区域
- ⇒ 昭和61年(1986年)から住民協定を締結し、住環境の保全に努めてきた
- ⇒ 平成30年(2018年)から市に相談しながら、建物の用途(届出住宅等)や最低敷地面積(200㎡以上)の制限を検討してきた
- ⇒ 令和4年(2022年)に、住民の皆様の合意形成により、市に地区計画を提案



11

2. 今後のごみ処理方針について

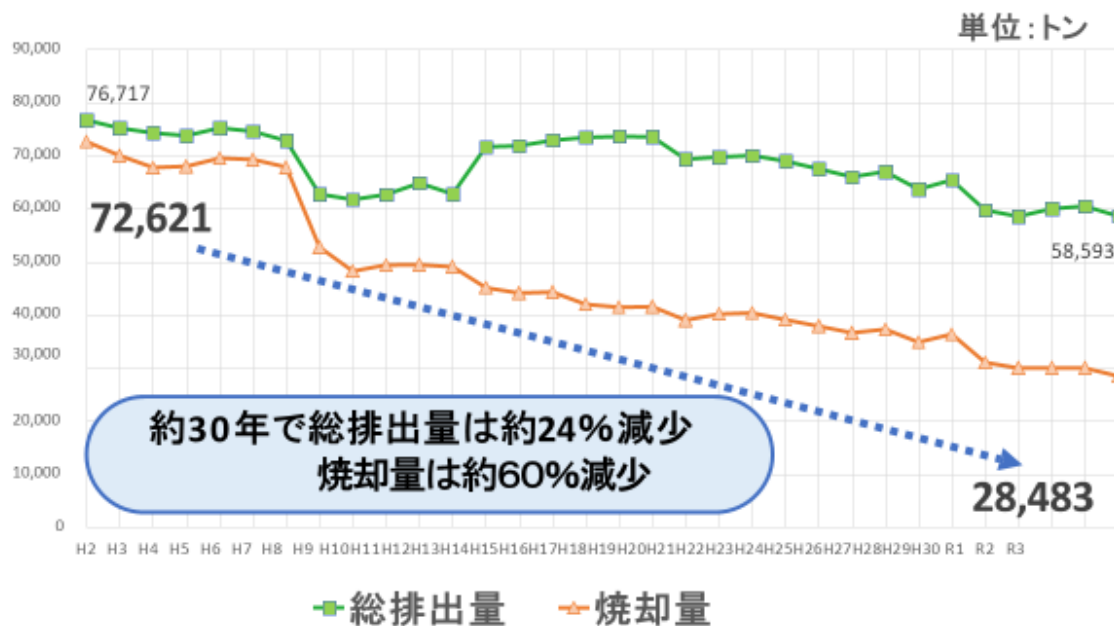


鎌倉市

12

Kamakura City 鎌倉市

ごみの発生量と焼却量の推移



13

今後のごみ処理方針

令和3年(2021年)6月

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画改定

- 新焼却施設を建設せず、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざして、ごみの減量・資源化を実施。
- 家庭系燃やすごみの約半分を占める生ごみや紙おむつの資源化、事業系ごみの資源化により令和11年度(2029年度)までに、年間3万トンある燃やすごみを1万トンまで削減をめざす。

※令和11年度(2029年度)計画値

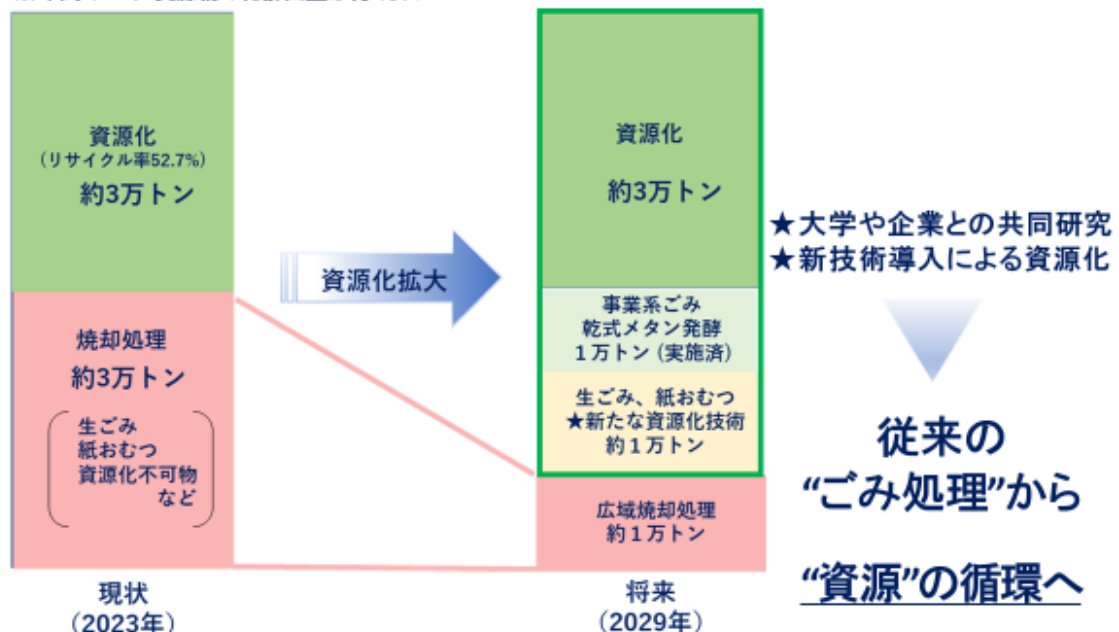
燃やすごみ合計	28,708t	削減量合計	18,853t	焼却量合計	9,855t
家庭系ごみ	18,643t	家庭系ごみ計	8,788t	家庭系ごみ	9,855t
事業系ごみ	10,065t	・生ごみ	6,371t	事業系ごみ	0t
		・紙おむつ	1,485t		
		・分別徹底	932t		
		事業系ごみ	10,065t		
		・生ごみ	2,253t		
		・紙おむつ	762t		
		・分別徹底	393t		
		・混合ごみ	6,657t		

14

Kanagawa City 鎌倉市

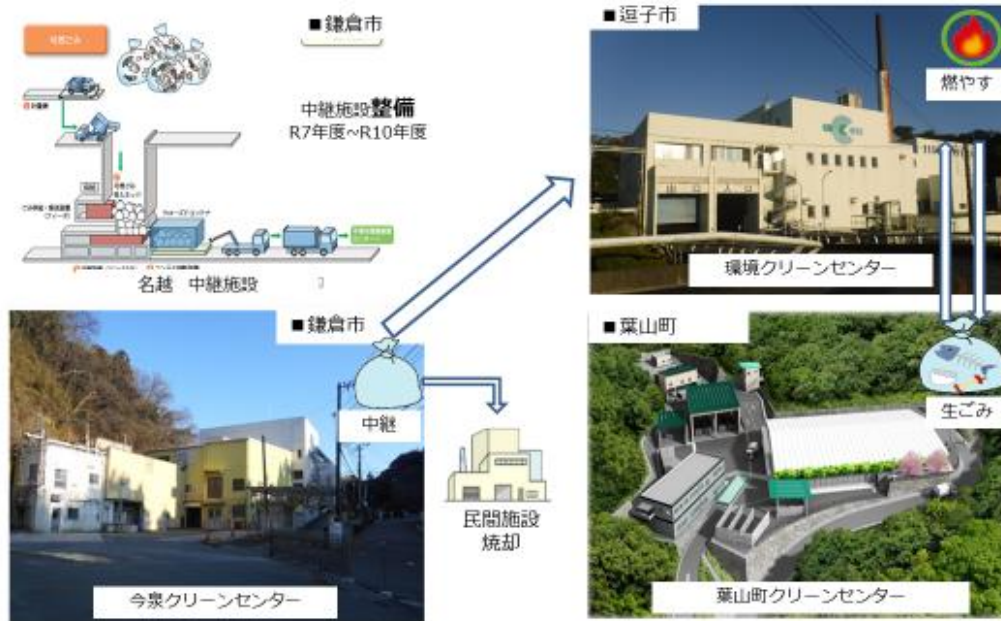
2029年までに焼却量1/3を目指す

※年間のごみ・資源物の総排出量は約6万トン



15

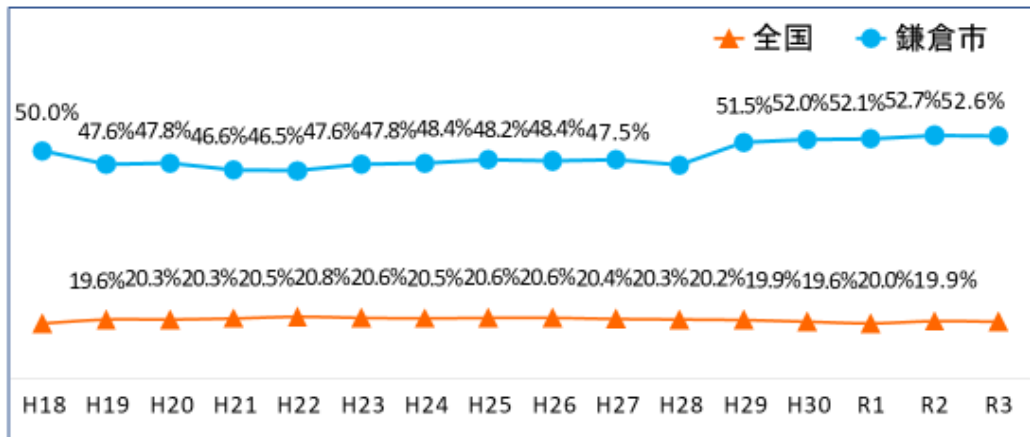
二市一町の主な施設の今後（中継施設整備中）



(写真出典:各自治体ホームページ)

16

リサイクルの推移



鎌倉市のリサイクル率
(人口10万人以上50万人未満の市)

全国2位 東京都小金井市(44.8%)
全国3位 東京都国分寺市(44.5%)

H26年度～H28年度

H29年度

H30年度～令和3年度

全国3位

全国2位

全国1位

17

リサイクル率

鎌倉市 人口172,428人 リサイクル率56.7%

逗子市 人口 59,609人 リサイクル率45.9%

葉山町 人口 31,431人 リサイクル率49.6%

神奈川県平均 リサイクル率24.4%

1位：鎌倉市 2位：葉山町 3位：逗子市



出典：令和4年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

18

戸別収集について



鎌倉市

19

戸別収集の実施について 必要性と意義

クリーンステーション収集に伴う様々な負担軽減

- ・高齢者や子育て世帯、多様なライフスタイルのもとで生活する市民のごみ出し労力を軽減
- ・クリーンステーションの維持管理にあたって生じる負担軽減

ごみの減量

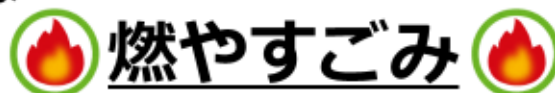
- ・個々の世帯が分別を意識して自宅前にごみや資源物を排出することで更なる減量、資源化に繋がる

今後、益々高齢化やライフスタイルの多様化が進展した場合にも、安定かつ継続的なごみや資源物の排出と収集を確保しなければならない

20

具体的な進め方

対象品目は



燃やすごみ



から開始します

令和7年4月に1万世帯から開始し、
令和8年4月から全市に展開します



21

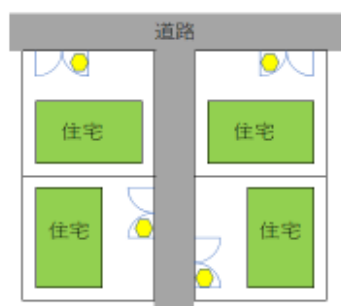
戸別収集開始時までには準備していただくこと

ごみを出す際に使用する動物対策用として蓋つきのごみ箱、衣装ケースなどをご用意ください。



出し方の例は次のとおり⇒

ご自宅の敷地内で道路に面した排出場所を確保してください。



22

出し方の例



衣装ケース



バケツ



フック



編みかご



ネット

23

3. ケアラー支援条例の制定 について



鎌倉市

24

Kamakura City 鎌倉市

鎌倉市ケアラー支援条例

家族の介護や援助を担うケアラーが、
自分らしく生きる機会を失う可能性があること
一人で悩みを抱え心身を疲弊させ、
社会的に孤立する可能性があること

を背景に、
すべてのケアラーが安心して自分らしく暮らすことの
できる共生社会の実現を目指して施行（R6.4.1）

ヤングケアラーへの配慮

- 本来大人が担うと想定されている家族へのケアの責任や重い負担で、こどもの権利や利益が損なわれたり、心身の健やかな成長・発達、適切な教育の機会の確保に支障がでないよう特に配慮する。

若者ケアラーへの配慮

- 年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担で、若者の学習の継続や職業選択の機会の確保に支障が出ないよう、また、適切な自立が図られるよう特に配慮する。

ケアラーへの切れ目のない支援の必要性

- ケアラー支援は、年齢を理由に支援が途切れることのないように、ライフステージの変わり目を意識して、年齢を問わず切れ目なく行うことが必要。

ケアラーへの包括的な支援の必要性

- ケアラーへの支援施策を充実させたとしても、ケア対象者への支援が不足しては一人ひとりのケアラーにかかる負担は軽減されないため、家族一人ひとりを支援する視点を持ち、ケア対象者への取組も含む包括的な支援を行うことが必要。

26

■ ケアラー支援に向けた取組

- ①（新）リーフレット、支援ガイド、サポートリストの作成
- ②（新）ピアサポートの運営及び運営補助
- ③（新）ヤングケアラーの居場所の開設
- ④包括的支援体制の推進（福祉４分野と地域づくり分野の連携による重層的支援体制整備事業の実施）
- ⑤（新）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業によるケアラーへの伴走開始
- ⑥（新）ヤングケアラーコーディネーター・スーパーバイザーの配置
- ⑦スクールソーシャルワーカーの拡充、教育相談員の拡充
- ⑧（新）障害者支援アプリの導入
- ⑨子育て家庭に導入している家事支援・配食支援の拡充
- ⑩生活困窮者家庭への学習支援・フードバンクの取組

27

ケアラーのこと、どこに相談したら



よいか、わからない時は・・・

整理できてないけど話をきいて欲しい！！

「くらしと福祉の相談窓口」（本庁舎3番窓口）

Tel(直通) 0467-61-3864 (内線) 2503 2504



お気軽にご相談ください

- ・ ケアラー支援統括（福祉総務課 福祉政策担当）
Tel(直通) 0467-61-3436 (内線) 2653 2496 (本庁舎4番窓口)
- ・ ヤングケアラー支援（こども家庭相談課）
Tel(直通) 0467-61-3751 (内線) 2676 (本庁舎42番窓口)

28



鎌倉市

Kamakura City

4.支所を活用した防災対策 について



鎌倉市

29

これまでの災害時の対応

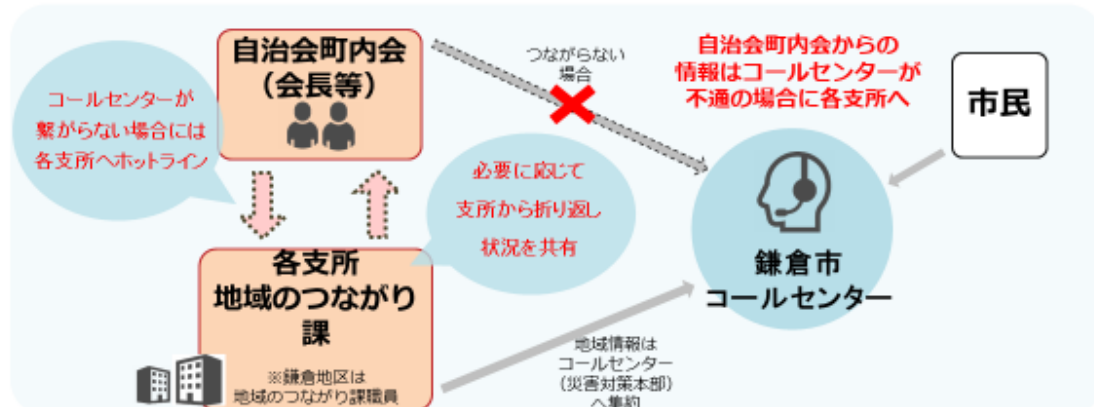


課題点

- 規模の大きい災害時には、市内の様々な情報がコールセンターに集中し、ふさがってしまうことから、自治会町内会からの重要な情報が市に伝わりにくいこともある。
- コールセンターに入った情報は、基本的に通報者への折り返しの連絡はないため、状況の確認の通報をしても、自治会町内会に対して返答ができない。

30

今後の災害時の対応



支所を活用した防災対策

- コールセンターが不通の場合には、災害時に出勤している各支所（鎌倉地域は、地域のつながり課）へ電話連絡が可能。
- 連絡を受けた支所職員及び地域のつながり課から、災害対策本部へ情報共有。
- 必要に応じて連絡を受けた自治会町内会へ、各支所及び地域のつながり課から状況を折り返し共有。

31

5. 多様な学びの場づくりについて



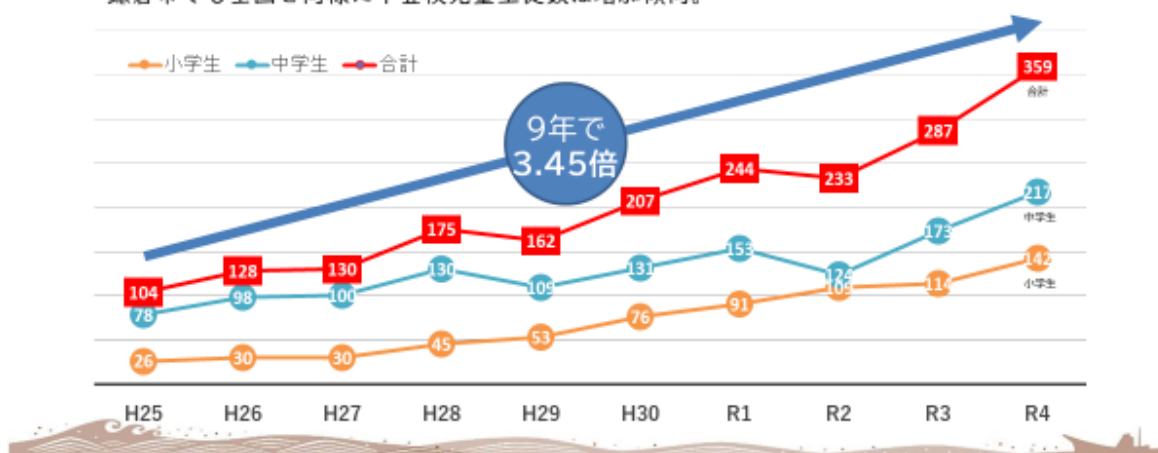
鎌倉市

32



○ 鎌倉市の不登校の状況

- ・ 鎌倉市でも全国と同様に不登校児童生徒数は増加傾向。



33



○ かまくらULTLAプログラム

学校になじめない子供の個性や特性を科学的に把握して、自分にあった学び方でその個性・特性を最大限発揮させてあげることで、そうした子供たちの真の自立につながるのではないか



令和3年度から
「かまくらULTLAプログラム」を実施



34

34

海のプログラム (2023年9月17日・18日・24日)



35

森のプログラム(2023年10月9日・22日・28日)



36



○ 学びの多様化学校(不登校特例校)の開校

鎌倉市立由比ガ浜中学校(仮称)令和7年4月開校予定



37

第１部 市長からの説明に対する意見・質疑
【鎌倉地域（西地区）】

質疑なし

第 2 部

地域からの議題に関する懇談

06 鎌倉西- 1	由比ガ浜公会堂の耐震補強のお願い
06 鎌倉西- 2	由比ガ浜 4 丁目大規模開発について
06 鎌倉西- 3	里道（赤地）の近接住民による無断使用の件
06 鎌倉西- 4	観光客に対してのトイレ対策
06 鎌倉西- 5	鎌倉市まち美化活動について
06 鎌倉西- 6	消防分団のあり方
06 鎌倉西- 7	鎌倉市における低層住居専用地域（風致地区含む）での民泊 営業禁止の条例制定

令和6年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番 号	06 鎌倉西－1
テーマ	由比ガ浜公会堂の耐震補強のお願い
内容詳細	地域の皆さんに愛されている由比ガ浜公会堂の今後起こり得る地震に耐えるための、耐震補強に対する鎌倉市の力添えをお願いしたい。
担当部課	市民防災部 地域のつながり課

議題に対する回答等	
公会堂の工事費については「鎌倉市公会堂等建築改良工事費補助金」制度があり、由比ガ浜公会堂における耐震改修工事費の一部補助が可能です。具体的な補助金交付の手続きにあたりましては、地域のつながり課にご相談ください。	
添付資料	

（１）由比ガ浜公会堂の耐震補強のお願い

＜松尾市長＞

建築改良工事費補助金というのを持っておりますので、ぜひ活用いただければと思っております。
地域のつながり課に御相談いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

質疑なし

番 号	06 鎌倉西－2
テーマ	由比ガ浜4丁目大規模開発について
内容詳細	鎌倉海浜ホテル跡地は、マンション事業とすることで落ちついたが、その他の海浜地域の跡地利用についても部分最適の塊になることが目にみえている。このため鎌倉海浜地域のグランドデザインを作る動きをはじめてほしい。
担当部課	まちづくり計画部 都市計画課

議題に対する回答等

本市では海浜地域に限らず、鎌倉都市計画や鎌倉市都市マスタープランで土地利用について、一定の方針を示しています。

例えば、第一種低層住居専用地域など用途地域を指定することで、建築可能な建物の用途を制限したり、風致地区などの地域地区を指定したりすることで、建築敷地の緑化率や建物高さの最高限度を決定しています。

そのうえで、ご提案のありました海浜地域については、都市マスタープランにおいて「海岸ゾーン」の考え方として、一部中層の建築物を認めながらも、低層を基本として規制誘導するといった土地利用の方向性を示しています。

添付資料

（２）由比ガ浜４丁目大規模開発について

＜松尾市長＞

ここでの答えが十分ではないのかなとも思いますけれども、鎌倉市として、いわゆるグランドデザインというものについて、これは、おそらく御承知のとおりですけれども、都市計画や都市マスタープランで土地利用についての一定の方針を示しています。さらに海岸ゾーンという考え方について、海浜地域については、一部では中層の建築物を認めながらも、低層を基本として規制誘導するといった土地利用の方向性を大枠として示しながら、具体的な活用等については、それぞれの用途地域を指定することで、制限したり、それをうまく活用したりということでの誘導を行っている状況です。

＜由比ガ浜西自治会 兵藤会長＞

皆様のテーブルにお配りさせていただいた書類があるのですけれども、こちらを読み上げさせていただきます。

いつも鎌倉の市民、そして町のために御尽力されている自治会長の皆様、今日、ここにおいでになっている会長様におかれましては、由比ガ浜四丁目の大規模開発は、10年以上も問題がいまだに解決されてないことは御存じかと思います。さきに廃案となりました計画地には、鎌倉市内、または市外の子供から大人まで幅広い年齢層の人々により、10万通に及ぶ多くの御署名が集まった事実からも、この由比ガ浜の大規模開発は、鎌倉において全市的問題と捉え、未来の鎌倉へ堂々と引き継げる持続可能なものになることを胸に、日々活動しております。

御谷騒動に始まり、これまで多くの諸先輩方が心ない開発から命がけで守り抜いてきた御尽力により、今日の鎌倉があるといえます。我が国の初のナショナルトラスト、古都、鎌倉市まちづくり条例、そういった特別なものはまさに、鎌倉を愛する市民が後世へ残してくれた賜物だと思っております。今日において、鎌倉らしさとは何ですかという問いにお答えするならば、市民がつないできた町といえるのではないのでしょうか。

昨年より始まった由比ガ浜四丁目の３度目の開発計画について、改めて多くの皆様に知っていただき、フラットな御意見をお聞かせいただきたく、アンケートをお配りいたします。皆様からの貴重な御意見を今後の市と事業者とのやり取りに反映させていただきたいと思います。町内会へ配付、回覧をしていただける会長様におかれましては、私のほうへ直接御連絡いただきたいと思います。必要部数をお届けしたいと思います。

番 号	06 鎌倉西－3
テーマ	里道（赤地）の近接住民による無断使用の件
内容詳細	災害時の二次的な防災誘導路となる里道（赤地）に鉢植え、物置、塀を設置する例がある。これらに対する鎌倉市の指導（撤去指示等）をお願いしたい。
担当部課	総務部 公的不動産活用課

議題に対する回答等	
極楽寺二丁目 949 番 2 の市有地については、普通財産として管理しており、通常の通行に適さない場所ですが、緊急時の避難経路としての御利用は可能です。現在は当該市有地に存する占有物の撤去に取り組んでいるところであり、占有者に対しては文書により撤去をお願いし、一部（倉庫）については撤去されましたが、全ての物件の撤去は完了していません。現在、占有者に対し撤去をお願いする文書を送付する予定であり、その内容について関係課と調整を進めているところです。	
添付資料	

(3) 里道（赤地）の近接住民による無断使用の件

<松尾市長>

極楽寺二丁目949番2の市有地についてですが、御指摘のとおり占有物があるということですので、占有物の撤去に取り組んでいるところで、文書により撤去をお願いしてきた経過がございます。一部については撤去されましたが、まだ全ての物件の撤去が完了していないと認識をしております。現在、占有者に対して、再度撤去をお願いする文書を送付する予定でございまして、その調整を今、進めているところです。

<馬場ヶ谷親和会 仲島会長>

災害時における、我々のミニ避難所となる稲村ガ崎小学校の体育館、これが長年にわたり雨漏りをしていたのが修復されたということで、数年前ですけれども、これでもう一安心ということで、改めてお礼を申し上げます。もっとも、避難所が雨漏りしてどうしようもないというのは、あまり今まで耳にしたことないのですけれども、これで一応、避難所の第一歩が完成したと思っております。

避難所の雨漏りの問題は解決したのですけれども、地震時にアスファルト舗装がめくれ上がり、歩行が不可能になった際、行き止まりの一本道の谷戸に位置する我が町内会の地形では、山裾での赤地、里道という表現になっていますけれども、これを非常用の避難通路として利用しなければ、稲村ガ崎小学校にたどり着くことは不可能なわけです。

鎌倉市の里道について、販売と貸出しをいたすべく、営業開始をしたのが、本件の発端です。しかもなぜか馬場ヶ谷が一番多いと、ほかの市の地域にはまだまだ手が及んではないということも聞いております。しかしながら、それも計画を断念し、でも、里道を物置や塀で塞いでいる、いわゆる不法建築の所有者に撤去の指示を確実に出しているのかどうかというのは、住民が不思議がっているわけです。これは、前年度の鎌倉市の回答にも具体的な内容は未記載だったはずですよ。

ゆえに、繰り返しになりましたけれども、2回にわたってのお願いという格好になったわけです。このままでは、うやむやに終わってしまうということを恐れての判断でお願いした次第です。

<総務部 藤林部長> :

今、この里道、いわゆる市有地の細長いところがございますけれども、会長からお話ございましたとおり、市有青地とも言っているのですけれど、細長い道が旧鎌倉地区に点在しておりまして、中でも極楽寺、稲村ガ崎地区というのは、こういった市有の細い道がかなり多数存在しています。こういったところは、隣接している方に売却なり貸付けをするという方針でおったのですけれども、具体的にこの場所について御要望をいただいて、ここは確かに前面の道路のところ、決して広い道ではございませんので、仮に災害時等に通行止めになった場合には、確かに防災上の抜け道的に通行ができる、利活用できるということで、事務的に売却なり貸付けをするということではなくて、物を置かれている方に対しては撤去していただきたいということで、令和4年に文書で通知を差し上げております。そうしたところ、一部の方は倉庫を撤去していただいたのですが、しかしながら、まだ数えますと5世帯の方が、倉庫なり、あるいは畑として耕作している形跡がございます。この場所は市街化調整区域であり、なおかつ古都保存法の歴史的風土特別保存地区になっており、一切の物を置くことができないところになっておりますので、庁内でも都市景観部と調整しまして、この回答票では、調整して通知をしますということになっておりますけれども、具体的には、今月に入りまして、また改めてその5世帯のところに通知を差し上げました。また経過を見るとともに、総務部としても引き続き対応をしてまいりたいと考えております。

<馬場ヶ谷親和会 仲島会長>

今、部長がおっしゃった方向できちんと動いていただければ、それで構いませんけれども、実は、非常に心外な話を住んでいる方から聞きまして、自分の庭の後ろ方が里道であると。それも含めてきれいに芝生を植えた。そしたら市役所のほうから、それは違法だから芝生を剥がせと言われたという話だったのです。別の場所では、今、草はぼうぼうです。なぜかという、前は近隣の住民が草むしりをしていたわけです。でも、立入禁止の札ではないのですけれども、入らないようにと言われて、中に入れなくなったと。だから、草むしりをしませんと。草ぼうぼうです。非常にその異なった風景がすぐそばで見られるわけです。この辺はどうお考えですかね。共存共栄でやっていくようなことはできないのですか。

<総務部 藤林部長>

それは、市のほうで立入禁止というものを設置したということですか。

<馬場ヶ谷親和会 仲島会長>

はい。いつの間にか、道路を塞ぐゲートみたいなのを置いて、市のほうで入るなど。

<総務部 藤林部長>

民家の真裏ですので、生活のこと等も考慮してそういったものを設置した経過もあるかと思いますが、雑草が伸びて、仮に災害時の通行に支障があるということであれば、私も現地を見ておりますけれど、また改めて確認をして、必要があれば、市として草刈り等の対応はしていきたいと思っておりますし、先ほど申し上げたとおり、古都保存法、歴史的風土特別保存地区でもありますので、芝生を含めて、一切物を置いていただきたくないということは、改めて引き続きお伝えしたいと思っております。一方的に、ただ事務的に置くのはやめましょうということではなくて、災害時の重要性というのも併せて周知しながら、その点に対応してまいりたいと考えております。

<由比ガ浜中央自治会 杉本会長>

私は今年度、初めて会長になりまして、地域を歩いているのですが、細い道は市の道路なので、草がぼうぼうの場所はたくさんあります。その場所は地域の方がお掃除するのか、それとも市の方をお願いして良いのかというのは、常に悩んでいるところです。

<都市整備部 森部長>

鎌倉市の道路が草ぼうぼうということであれば、市に連絡していただければ、草刈り等はできます。ただ、この時期は色々なところから要望されていますので、順番にはなりますが、作業センターというところで対応いたしますので、電話をいただければ、きちんとした対応をするようにいたします。

<由比ガ浜中央自治会 杉本会長>

アダプト・プログラムを申請しようと思ったのですが、それは、決められた道路しか申請ができないというお話をされまして、そういう細道を皆さんで清掃したとしても補助は出ませんよというお話だったので、そのアダプト・プログラムに、もし細い道に関して少し補助ができるようでしたら、地域の住民の方々と御協力して、草刈りなどをお声がけすることも可能ですので、御検討ください。よろしくお願いいたします。

<環境部 加藤部長>

アダプト・プログラムは、市内の道路ですとか、河川とかの公共の空間の清掃を行いたいという市民の皆様方に、区域を定めていただいて、美化活動を行っていただいているところでございますので、その細い道ができないという説明があったのは、詳しく調べてみますけれども、また協議をしてから回答させていただきたいと思います。

<松尾市長>

指定できる可能性もあるのではないかなと思います。アダプト・プログラムとして、地域の皆さんと共同で進めていけるのはありがたいと思っています。

<由比ガ浜中央自治会 杉本会長>

鎌倉がきれいな町になるとうれしいので、よろしくお願いいたします。

番 号	06 鎌倉西－4
テーマ	観光客に対してのトイレ対策
内容詳細	当佐助地区は観光客に人気の銭洗弁天があり、昨今多くの観光客が訪れています。しかし、公的なトイレが源氏山にしかなく、銭洗弁天から鎌倉駅までの間でトイレに困る観光客が多発しています。そこで、鎌倉市のお力で公的なトイレの設置をご検討お願いします。
担当部課	市民防災部 観光課

議題に対する回答等

多くの観光客が訪問する本市にとって、公衆トイレなどの観光受入環境の整備は重要な取組みとして認識しており、ご指摘いただきました佐助地区の公衆トイレ設置についても、検討すべき課題としてとらえています。

現在、本市が管理する公衆トイレは34箇所ありトイレの使用頻度や整備優先度を踏まえて、改修等の整備を進めているところですが、公衆トイレの新設は、用地の取得や建設費が大きな課題となっていることも事実です。

そのため、市では、上記整備に加えて、観光客が集中する地域において、個人や法人が新たに設置する公衆トイレについて補助金を交付しています。

現時点では、佐助地区に新たな公衆トイレを設置する予定はございませんが、これらの取組を踏まえて、本市を訪れる観光客等が安心して観光することができる環境整備を努めてまいります。

添付資料

（４）観光客に対してのトイレ対策

<松尾市長>

銭洗弁天から鎌倉駅までの間でトイレに困る観光客の方が多発しているということで、これは以前にも、このふれあい地域懇談会で何度かテーマとしても取り扱ってきたものでございます。なかなか適地が見つからないところもありまして、昨年だったかと思いますけれども、市役所も開放しており使えるということをもっと分かりやすくしてもらいたいという御要望もあったと記憶をするところでございます。改めて、市の外にも案内を出させていたいただいているところです。

さらに、もう少し住宅の中に入っていくと、源氏山の上まで上がらないとトイレがないので、現時点では計画はないのですが、地域の皆さんも、この辺りが適地なのではないかという情報があれば、ぜひお寄せいただければ、市としても、そこで必要かどうかの判断をさせていただきたいと思います。

<佐助自治会 八星会長>

銭洗弁天からの観光客が非常に多くて、空き地で用を足されている方がいるという意見も、二丁目の方からはよくありまして、こういう要望を出したのですけれども、今回の能登地震で、鎌倉市から移動型のトイレを派遣したという記事を見たのですけれども、例えば、災害時の移動型トイレというのは、災害がなければ使ってないわけですので、それまでの間、コインパーキングなどを市で借りて、移動型のトイレを設置していただくと。特に観光シーズンのこれからの秋に向けて、そういう検討はできないものかなと。

確かに、公衆トイレを設置するとなると、用地の問題とか費用の問題とかがあると思いますけれども、移動型のトイレであれば、災害が起こったら撤去して、災害のほうに使うことができるので、そういう使い方はできないのかなと。もちろん、メンテナンスとかランニングコストの面はあると思いますけれども、用地を買収して新しい建物を建てるよりはリーズナブルにできるのではないかなと考えておりますが、その辺はいかがでしょうか。

<松尾市長>

具体的な御提案までいただきまして、ありがとうございます。トイレトレーラーは、今はまだ能登のほうにあるのですけれど、戻ってきた場合には、今、山崎の浄化センターの横に暫定でグラウンドをつくっているのですが、そこで活用をすることを市としては考えているところです。

今お困りのところのエリアは、おそらくは暫定ではなく、きちんと造らないと根本的な解決にはならないのかなと思います。ただ、いつまでたっても100点ができず、0点のままではという御提案だと受け止めるのですけれども、できればどこかに、地域の御理解もいただきながらつくっていくのが望ましいと現時点では思っているところです。引き続き地域の皆さんからも御提案等をいただければと思います。

番 号	06 鎌倉西－5
テーマ	鎌倉市まち美化活動について
内容詳細	先日、極楽寺駅前の河川（周囲手すりがあり、深さ5m）にゴミ、マスク等があり、住民から苦情があった。自栄会の有志では作業不可能と判断し下水道河川課にお願いした。対応は、業者に手配します。一週間後返事があり、業者が順に行なうとのこと。結局、自栄会の若者2人で清掃した。 鎌倉市のまち美化活動の方針について、お聞かせ下さい。
担当部課	都市整備部 下水道河川課 環境部 環境保全課

議題に対する回答等	
日頃より市内のまち美化活動に御協力いただきまして誠にありがとうございます。 このたびは、本市の対応が遅く、自栄会の方でゴミを撤去していただくことになってしまいました。大変申し訳ありませんでした。 本市では、鎌倉市みなでゴミの散乱のない美しいまちをつくる条例を定め、市民、事業者、滞在者、市等が協働して、ゴミの散乱のない美しいまちをつくることを目指しています。 条例においては、市内の土地の所有者・管理者等は、その土地について清潔の保持その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定しています。 本市も管理している河川、水路のゴミ等については、年間を通して散乱ゴミの除去、不法投棄の回収などの業務を実施しております。 今後は、要望に対して早急に対応できるよう、令和5年度から包括的民間委託業者の活力も利用しながら、適切に維持管理を努めてまいります。また、必要に応じゴミ捨てに係る注意喚起の案内板等の設置を行うなど、河川・水路の美化活動にも努めてまいります。	
添付資料	

（５）鎌倉市まち美化活動について

＜松尾市長＞

こちらは具体的な事案があったという御連絡をいただいております、極楽寺駅前の河川の５メートルの深さのところにごみやマスクがあって、住民から苦情があったものを自治会のほうで受け止めていただいて、市役所に連絡をしていただいたと。しかしながら、一向に返事がなくて、一週間後に返事があったということでございまして、対応が遅くなったことについては、大変申し訳なく思います。このような対応ではなくて、まずはすぐに現地に伺うことが必要だと考えます。

市としては、地域の方の御連絡に対しては、なるべく早く返事をするということ、もしくは、誰も取れないような場所のごみについては、業者をお願いをするなどの対応が必要になる場所もあるかと思っています。ただ、その場合でも、すぐにそういう対応をしますという御連絡を差し上げなければならないというのは、当然のことです。

連絡が遅くなったことについては、重ねてお詫びを申し上げるとともに、まち美化の活動については、市としてもしっかりと取り組んでいくということで、御理解をいただければと思います。

＜極楽寺自栄会 高橋会長＞

三つほどお話ししたいと思いますが、まず、電話対応が非常に悪かったということです。直後に道路の陥没案件があったのですが、その対応と比べると雲泥の差であったということで、下水道河川課のほうで、係長が中心になって教育、あるいは先輩の電話対応などが日常の教育になっていると思いますけれども、今の市長の回答でしたら良いのですけれども、１週間たっても返事がなくて、こちらから連絡をしたところ、業者に言っているのかなという返事なのです。それで、そういう電話対応を聞いている先輩なんかも、何にも言わないのかなということです。日頃の教育をよろしくお願いしたいと思います。

あと、周囲に手すりがあって入れない状態、市の土地なのですけれども、深さ５メートルでは自栄会としてもどうしようもないので、市のほうにお願いしたということなので、まずは現地を確認していただいて、自栄会のほうと共通のベースで打合せをしたかったということです。

３番目ですが、電話対応が悪かったということなのですけれども、市のほうに電話すると、この電話は品質向上のために録音させていただいておりますとなりますが、どのような品質を確認しているのでしょうか。

＜総務部 藤林部長＞

録音については、比較的最近に開始させていただくことになりました。やはり、市民の皆様方と行政とのやり取りの中で、どうしても言った言わないということがございますので、こういった御要望があったのかをしっかりと記録に残すという意味でも、そうした行政事務の運営の品質と、それから皆様とのやり取りの中で、しっかりと確認をさせていただきたいという意味も含めて録音をさせていただいているということと、あとは、トラブル防止の観点から、個人情報に配慮しながら、録音の設備を設けさせていただいているというのが実情でございます。

＜極楽寺自栄会 高橋会長＞

２月２７日とその１週間後に、私が直接電話をいたしまして、下水道河川課の若い人と会話をしているのですけれども、一度、確認していただけますか。先ほど、市長が鎌倉市の立派な計画を話されていましたが、実際にやられている方たちがこういうような電話対応をして、本当にできるのと疑問に思います。私としては、自治会のほうに帰りまして、行政の対応ってこんなものだよというの

が一番つらいのですよね。私が一番行政との接点に立っておりますので、できれば行政の肩を持ちたいところなのですが、今の状態では持てそうもありませんので、基本的なことですが、よろしくお願いいたします。

番 号	06 鎌倉西－6
テーマ	消防分団のあり方
内容詳細	消防分団組織について、現在、鎌倉市には何分団あって地域割があるのか。区割りがあるなら知りたい。地域によって区割りの入り組んでいる所があるように見受けられる。団員の数が少なくなっているようなので、再考をした方がよいのではないか。
担当部課	消防本部 消防総務課

議題に対する回答等

鎌倉市消防団は、本団及び分団で構成され、分団は1～29（10 欠番）の28 個分団あります。各分団の受持区域は鎌倉市消防団の組織に関する規則第3 条別表のとおり規定しています。

団員数は条例定数 440 名に対し、令和6 年4 月1 日現在で 399 名、令和5 年4 月1 日現在の 393 名から6 名増加しています。今後も団員確保のため若年層の参加を促す広報活動や企業との連携を図り、消防団への理解と協力を図っていきます。

また、この先人口減少が見込まれ、団員不足が懸念されるため、分団器具置場の建て替え等の機会に併せ、各分団の人員、受持区域の適正化を検討していきます。

添付資料	鎌倉市消防団の組織に関する規則第3 条別表
------	-----------------------

別表（第3条）

分団名	受持区域
第1分団	十二所、浄明寺一丁目～浄明寺六丁目、二階堂
第2分団	西御門一丁目、西御門二丁目、雪ノ下一丁目～雪ノ下五丁目、雪ノ下、小町二丁目11番～15番
第3分団	扇ガ谷一丁目～扇ガ谷四丁目、佐助二丁目
第4分団	山ノ内
第5分団	台三丁目～台五丁目、台、小袋谷一丁目、小袋台二丁目、小袋谷
第6分団	大船四丁目、大船五丁目、大船六丁目3番～12番、大船、高野
第7分団	今泉一丁目～今泉五丁目、今泉台一丁目～今泉台七丁目
第8分団	岩瀬一丁目、岩瀬
第9分団	大船一丁目～大船三丁目、大船六丁目1番及び2番
第11分団	岡本一丁目、岡本二丁目、玉縄一丁目～玉縄三丁目
第12分団	城廻、関谷、玉縄四丁目、玉縄五丁目
第13分団	岡本、植木
第14分団	台一丁目、台二丁目
第15分団	山崎
第16分団	上町屋
第17分団	梶原一丁目～梶原五丁目、梶原、寺分一丁目～寺分三丁目、寺分
第18分団	手広一丁目～手広六丁目、手広、鎌倉山四丁目
第19分団	笛田一丁目～笛田三丁目、笛田、鎌倉山一丁目～鎌倉山三丁目
第20分団	笛田四丁目～笛田六丁目、常盤
第21分団	西鎌倉一丁目～西鎌倉四丁目、津西一丁目、津西二丁目、七里ガ浜東一丁目～七里ガ浜東五丁目、七里ガ浜一丁目、七里ガ浜二丁目、腰越四丁目11番及び12番、腰越、津
第22分団	腰越一丁目～腰越三丁目、腰越四丁目1番～10番、腰越五丁目

第23分団	極楽寺一丁目～極楽寺四丁目、稲村ガ崎一丁目～稲村ガ崎五丁目
第24分団	坂ノ下
第25分団	長谷一丁目～長谷五丁目、由比ガ浜三丁目11番及び12番
第26分団	御成町 3 番～ 8 番及び20番、由比ガ浜一丁目、由比ガ浜二丁目、由比ガ浜三丁目 1 番～10番、由比ガ浜四丁目、笹目町、佐助一丁目
第27分団	材木座一丁目～材木座六丁目
第28分団	大町一丁目～大町七丁目
第29分団	小町一丁目、小町二丁目 1 番～10番及び16番～23番、小町三丁目、御成町 1 番、 2 番及び 9 番～19番

（６）消防分団のあり方

<松尾市長>

消防団の人数が減ってきているということで、御心配をいただいている御質問だと受け止めます。現在、28個分団がございます。団員数につきましては、440の定数に対して、現在、399名ということで、昨年に比べると6名増加をしております。あとは、最近の傾向としては、女性の団員が少しずつ増えてきているということもございます。今後も引き続き、条例定数となるように、消防団の勧誘や周知等、市のほうも消防と協力をしながら、進めてまいりたいと考えております。

<蔵屋敷自治会 石川会長>

分団でも地域割が非常に入り組んでいる地域があり、それが御成地区ですね。うちのそばに29分団があるのですけれども、そこは私たちとは違って、由比ガ浜のほうの26分団の管轄になるということで、そういう非常に弊害があるような組織割りがあるのではないかとということで提案させていただきました。

あと、団員不足ということですが、ある地域では非常に活発にやっているという話も聞きますけれども、これについては、各自治会に要請して団員募集をしたらどうかとつくづく思っています。分団のところには旗も立っていますけれども、あれでは会員は増えないということで、各地域に分団の団員がいるということを投げかけてくれればよいのではないかと思います、提案しました。

長年これでやってきているとは思いますが、消防団の区割りをもう一度再考してもらえればということで提案させていただきました。

<高木消防長>

御提案いただきまして、ありがとうございます。御指摘のとおり、由比ガ浜の26分団のように、定数を上回って団員が活動していただいている地域もございます。消防団の勧誘につきましては、自治町内会長のほうにも、消防団の分団長を通じて御依頼をさせていただいて、団員の確保に努めてまいりたいと思います。

地域割につきましては、消防本部よりも古い歴史がありまして、地域に根差している分団だと思っております。消防団器具置場の建設、更新等に合わせまして、地域の区割りなどについても、今後、検討を進めてまいりたいと思います。

<由比ガ浜中央自治会 杉本会長>

今回、防災倉庫を点検いたしまして、私のような知識のない者が大変困ったこともありました。発電機の使い方も分からないし、消火器の点検なども知識がなかったもので、お伺いしながら行ったのですけれども、あるとき、消防団の方とお話しをしたら、消防団の方は月に2回の訓練をなさっているというお話を伺って、最初からこの方たちに頼ればよかったのだと感じたことがありました。今度、消火器訓練をしたいと思っているのですけれども、そのとき、消防団の方に少し手を貸していただいて、地区ごとにミニ訓練をさせていただきたいという計画を立てているのですが、そのような形で、消防団の方と地域の方とのコミュニケーションがあれば、今後、未来の子供たちも消防団に入りたいと思うかもしれないと思っているのですけれども、消防署に伺いましたら、消防団は教えてはいけならしいのですよね。知識もあるのに、なぜ教えてはいけないうのだらうということで困っております、一般の市民の知識がある者という形で加わることならオーケーですよということを言われまして、でもこちらとしては、消防団から指導してもらえたほうが安心できるわけです。私に教えるから、私がやってと言われたのですけれども、私では少し心もとないので、消防団から教えても良い

よという形でやっていただけると、こちらとしてはありがたいです。よろしくお願いいたします。

<高木消防長>

ありがとうございます。説明が悪かったと思いますけれども、消防団も当然、地域の自主防災組織と合同して訓練をやるときもありますので、教えてはいけないということはないです。もしかしたらですけれども、消防職員が同席している場合には、消防職員が中心となって指導に当たっているということなのかもしれないのですけれども、消防団と消防職員をあわせて、地域の方々と一緒に訓練等を今後も進めてまいりたいと思います。

<由比ガ浜西自治会 兵藤会長>

では、大丈夫ということですか。そういう決まりはないということでしょうか。

<高木消防長>

特にそういった制限はかけるつもりはありません。

<由比ガ浜西自治会 兵藤会長>

うちのところは26分団にお世話になっていると思いますけれども、去年、消防団の方に、消防署が集約されて移ってしまうのをどう思うとお尋ねしましたら、知らないって答えられて、そんなことはない、消防団に一番に知らせなくてはいけないことだと思って、その人個人が知らないだけなのかなと思ったのですけれど、彼が26分団の会合で話されたけれども、みんな知らなかったとおっしゃったのです。それで、市と消防団とのやり取りが一体どうなっているのかなというのを、彼らもすごく思ったと思いますけれども、御説明いただきたいと思います。

<高木消防長>

団員個人に説明しているわけではないのですけれども、消防団を束ねております分団長ですとか、区分団長のほうには、当然、消防本部としても、市としても、説明をしているところなのですが、そこからうまく伝達が行き渡っていないということだと思います。今後は、最前線の消防団員の方までしっかりと伝わるように説明をしていきたいと考えております。

番 号	06 鎌倉西－7
テーマ	鎌倉市における低層住居専用地域（風致地区含む）での民泊営業禁止の条例制定
内容詳細	一昨年、北稲村ガ崎自治会内の不動産を購入された方が家主不在型の民泊を始めるとの話があり、自治会と近隣住民、家主、民泊運営会社とで話し合いが始まり、昨年9月まで続きましたが、話し合いは決裂に終わり、住民協定を策定する運びとなりました。これにより、今年の2月に住民協定が制定され、民泊を認めないという内容を盛り込みました。 以前から鎌倉市内の他の地域でも、民泊に関し反対運動があり、常盤地区は地区協定、山王台は住民協定で民泊を認めないとしております。 現在、住民協定等に盛り込まれていない地域、例えば七里ガ浜自治会で家主不在型の民泊ではゴミや騒動の問題も多発しており、警察も出てきております。先日は、ハリス記念鎌倉幼稚園の裏にある家主不在型民泊施設が深夜大火事に見舞われ、大惨事になるところでした。 神奈川県知事は民泊を推奨しておりますが、例えば東京都大田区（高級住宅街のある地域）では低層住居専用地域での全面禁止を条例化しており、大田区の住宅街のブランドを守っております。 鎌倉市全体を民泊禁止地区にするとは言っておりません。観光客とは無縁の低層住宅分譲地に関しては大田区や全国の同じような自治体に習い、鎌倉市の低層住宅地（風致地区を含む）のブランドを守ってほしいと願っております。 強制力のない住民協定では限界があります。鎌倉市全体の自治会に聞き取り調査を行う必要があると思います。ご検討の程よろしくお願いいたします。
担当部課	共生共創部 地域共生課

議題に対する回答等

住宅宿泊事業（以下「民泊事業」といいます。）については、年間 180 日以下の営業日数に制限することで住居専用地域においても住宅を活用して宿泊サービスを提供できるようにした制度であることから、生活環境の悪化を防止するため特に条例により民泊事業を制限する場合には、合理的に必要と認められる限度において区域と期間を指定して行うこととなっています。制限に関しては、住宅宿泊事業法（以下「民泊新法」といいます。）第 18 条において、規定されていますが、同条に基づく規制条例の制定は、都道府県又は保健所設置市等（政令指定都市、特別区及び保健福祉事務所を設置している市）に限定されており、本市単独で、民泊新法に基づく規制条例を制定することはできません。

他方本市では、住友常盤地区において、都市計画法に基づく地区計画の中で民泊を制限し、令和 6 年 6 月改正の「鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」に基づき、今後については、民泊（現在すでに営業しているものを除く）を目的とした建築を規制しようとしているところです。

このように、住民協定や自主まちづくり計画など、地域住民の皆様が合意の上で、民泊事業の規制を含めたルールを策定し、一定の期間が経過した後、ルールが地域に根付くなどした際には、都市計画法に基づく地区計画の手続により、都市計画に定める方法もあります。（都市計画法に基づく地区計画等の制度の詳細につきましては、都市計画課（61-3408）において説明を行っていますので御相談ください。）

なお、民泊新法に基づく本市内の民泊事業の規制については、神奈川県が所管している「住宅宿泊事業法第 18 条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例」（以下「県条例」といいます。）に基づきますが、神奈川県は県条例の基本姿勢として「条例による規制の理由には相当程度の合理性が必要であり、生活環境の悪化が生ずる蓋然性のある理由がなければ、制限の対象とすることはできない。」としています。この「生活環境の悪化が生ずる蓋然性」について、県からは「住宅宿泊事業者が適正に事業を実施してもなお、生活環境の悪化を防止できない具体的内容をもって検討する必要がある」との考え方も示されています。さらに県からは「そもそも住宅の建設が可能な地域に対し、土地利用の制限の取り決めを定めた地域は、条例による事業の制限の目的に当てはまらない」との考えも示されており、現時点では、住民協定等において民泊事業の制限を取り決めている地域を県条例の規制区域に指定することは考えていないとのことです。

民泊事業者への近隣住民への配慮や注意事項等に係る指導については、現在、鎌倉保健所が行っており、市に対してごみ処理や騒音等に関する相談が寄せられた際には、市から保健所へ連絡し、事業者への対応を依頼するとともに、保健所と連携した改善に向けた対応を図っているところです。また、毎年、保健所が開催する民泊事業に関する課題を共有するための会議において、市民から寄せられた意見を報告し、課題の解消に向けた事業者への必要な指導等を依頼しているほか、市民から寄せられた意見や相談は、適宜保健所に伝え、住民トラブルの未然防止に努めています。

今後も民泊事業者と近隣住民の皆様とのトラブルを未然に防止し、住民の方々が安心して生活ができるよう、引き続き、保健所と連携していくとともに、現在保健所が実施している事業者への指導においても予防又は改善が図られない場合等は、御提案いただいた自治会町内会への聞き取り調査等の手法も参考としながら、神奈川県に対し改めて改善策を要請するなど、対応してまいります。

（７）鎌倉市における低層住居専用地域（風致地区含む）での民泊営業禁止の条例制定

＜松尾市長＞

以前、民泊が制度としてスタートするときに、ふれあい地域懇談会でも御要望をいただきましたが、市としても地域の環境を守っていくのが難しくなるということで、検討をしてきた経過があります。そのときに、条例で規定することが可能かどうかについて、神奈川県と検討してきた部分があるのですけれども、県の条例では制限の対象とすることはできないということでした。これはかなり強く県にも要望してきたのですけれども、県のほうとすると、制限をするという考え方ではないという姿勢がある中で、では、市としてどう対応していこうかということを考えてきて、現在に至ります。

民泊自体は、神奈川県が所管をする事項ではあるのですけれども、鎌倉市としましては、地域共生課を窓口におきまして、もし、民泊でお困りのときがあれば、ワンストップで御相談を受けまして、県との調整や、また、もし地域でお困りのことがあれば、その所有者に保健所を通して住民の皆さんのお声を届けるという対応をしてきているところです。

冒頭にも申し上げましたように、地区計画で民泊を制限している事例がございますので、その辺りも検討をいただければと考えているところです。

＜極楽寺自栄会 高橋会長＞

極楽寺自栄会のほうでも問題が発生し始めているのですけれども、先ほど話がありましたけれども、民泊事業者は鎌倉保健所のほうに届出をしまして、地域説明をやって、責任者がいつも住民と連絡が取れるという条件の下で民泊を許可するという認識なのですけれども、違いますでしょうか。

＜共生共創部 能條部長＞

民泊については、許可制ではなくて、届出制になっていまして、当然、届出をするには、色々な諸条件をクリアする必要があります。家主が常時常駐しているタイプと、不在のタイプとがあって、不在のタイプは、きちんと連絡先を示さなければならないことになっていますので、何かトラブルがあったような場合には、きちんとすぐに対応できる体制が求められているというのは、おっしゃるとおりでございます。

＜極楽寺自栄会 高橋会長＞

届出を受理するときに、地域説明会をやってくれという義務はないのですか。

＜共生共創部 能條部長＞

すみません、手元に資料がないのですが、民泊を始めたときには、きちんと表示しなければいけないというのはあります。地域住民の方に分かるように、民泊であるということを示さなければならないという義務付けはされています。

あと、鎌倉で民泊をやりたいという相談が、私どもの窓口月に２件ぐらい入ると聞いているのですけれども、その場合には、周りの環境に配慮をすることが必要だということと、住民の方に御心配をいただくことが多いので、鎌倉市内でやる場合には相当なハードルがありますという御案内はさせていただいております。

＜由比ガ浜自治会 倉川会長＞

我が自治会の地域内にも、民泊なのか、シェアハウスなのか、ホテルなのか、旅館なのか、一見分かりづらいお客さんの出入りがある場所がございます。しかも、ごみは自分たちの事業ごみにせずに、

自治会のところに出していることがあったりとか、あと、その民泊とおぼしきところの前の道路を占拠して、餅つき大会やら、流しそうめん大会やらをしたりして、近隣の人たちが大変迷惑をしているという場所がございます。そういったところには、継続的に指導するとか、改善を促すことが必要なのではないかなという、一旦許可を得たら何でもありになってしまっている場所がございます、地域では大変問題になっております。今日を機に、ぜひ御確認、御検討、御調査いただければと思っております。

<共生共創部 能條部長>

ありがとうございます。具体的な場所を教えていただいてもよいでしょうか。当然、道路の不法占拠やごみとか騒音とか、そういったものは市の担当課の職員が一緒に行って、必要な指導をすることができる場合がございますので。

<由比ガ浜自治会 倉川会長>

承知いたしました。コロナ禍でもずっと大きな音を立てて経営をしており、近隣では大変不安材料となっております。

<若宮町内会 藤島会長>

今、倉川会長がおっしゃったのと同じなのですけれども、鎌倉市では、こういうのをやっているよという掲示はできないのですかね。シェアハウスなのか、旅館業法なのか、それが分からないところがあります。例えば芝原のほうでは、鍵を持って、暗証番号で実際に入って、ごみも地域のところに捨てるとか。鎌倉はそれなりに憧れの土地ということがあるのかもしれないのですけれども、住んでいる者にとっては、ごみ問題だったり、それから騒音の問題だったりがあるので、地域の住民の方に、そこは何なのかが分かるようにしてほしいです。

もちろん、そういう方は町内会にも入っていないので、連絡先も分からないわけです。民泊はかなり増えていると思いますよ、毎年。だから、市独自の規定で、民泊とか一棟貸しとかがどういう事業形態なのかを分かるようにしていただければ良いと思います。

由比ガ浜のところも、最初はシェアハウスみたいな感じだったのですけれども、ジャグジーが庭のところであって、毎日ずっとついていたのですよ。そうしたら、すぐ裏に住んでいる住民の方が寝られないということで、保健所に来て指導してもらって、そこは今度、旅館業法で管理人を置くことになって、今は、色々な人が短期間住んだりしています。

私たち住民も、別に意地悪をするのではなくて、やはり見えないということが一番不安ですので、市として何かしらの規定を設けていただくことをぜひ望みます。

<共生共創部 能條部長>

ありがとうございます。この場でどういうことをやりますという答えまでできないのですけれども、住民の皆さんの御不安は十分理解しておりますので、どういうことができるかについて、中で検討させていただきます。

<馬場ヶ谷親和会 仲島会長>

鎌倉のチベットと言われる極楽寺にも民泊の話が出てきております。既に神奈川県の手続きは取ってあって、入り口のところには許可書もちゃんと貼り出してあります。ただ、これは非常に問題がありまして、場所が普通の住宅地ではなく、谷戸の山の中腹なのです。しかも脇道に入って、そこからは

足元の悪い道なので、往復するような格好です。

まだそこは準備中ということで、お客さんは来ておりません。ただ、一番の心配事は、バーベキューセットがあると、山の中で、です。そのオーナーとの会合があつて、そういうものはやりませんということは、言葉の上では述べられています。ここに消防の方がおられますけれども、山あいの宿で、消防車が入るのが精いっぱい、しかも火災現場が山の中腹だと、これはもう完璧に山火事です。

次に心配なことです、民泊のホームページから不動産屋のホームページを調べると、残念ながら中国語のホームページもありました。実際に近くの人に聞きますと、東京からタクシーが来て、何か訳の分からない人が見学に来たようだという話もあります。今はまだ持ち主が結論を出していませんけれども、下手をすると、日本人以外の所有者がいつ現れてもおかしくない状態になっています。鎌倉にはあちらこちらに民泊があるはずなので、そういう事例があるかどうかについて、皆さんと情報交換をして、今後の対応を考えていきたいと思っています。

<北稲村ガ崎自治会 高麗会長>

今、北稲村ガ崎自治会も民泊問題で大変な思いをしているのですけれども、先ほど市長もおっしゃっていたように、住民協定では止めることはできない、抑止にしかならないことを知ることができました。先ほどからの話を伺っていると、住民でさえどこで何が行われているかが全然分からない状況で始まってしまうのが民泊問題だと思うので、今日、この会合が終わった後、市はきっと色々なことを考えてくださるのだと思いますが、民泊の情報が入った段階で自治会長なりに御連絡をいただいて、相手先の連絡先をいただいだけでも、大分違ってくるのかなという思いがございしますが、いかがでしょうか。

<共生共創部 能條部長>

自治会の方に、どこまでどういう情報をお渡しできるのかというのは、調整させていただきます。

<塔之辻自治会 加藤会長>

近々アパートを一室借りて、それをそのまま民泊として登録したいという住民が出てきまして、住民自体は葉山の方だったと思いますけれども、場所はうちの塔之辻自治会内の小さなアパートです。福祉センターの前にハンバーガー屋ができていますのですけれども、表はハンバーガー屋なのですけれども、後ろがアパートになっています。そのアパートの一室を借りて民泊をやりたいという話なのですけれども、民泊については、保健所の了承が出れば良いそうですけれども、警察署とか、あるいは消防署等に委託をされて、指導とか、見回りとかをやっていただきたいなと思っております。ただ、登録せずに民泊に近いことをやっているところもありますので、その辺の調査もお願いしたいです。私のほうから相談に行きますので、よろしくお願いします。非常に悩んでおります。

<共生共創部 能條部長>

具体的な御相談にはいつでも応じておりますので、詳細を詳しく聞かせていただいて、もちろん職員は現地も確認をさせていただいて、対応していきたいと思っております。

<塔之辻自治会 加藤会長>

その民泊をしたいという人は、かなり考え方が真面目でして、例えば、ごみはちゃんと事業用のごみ出しにしますと今のところは言ってくれているのですけれども、どのような状態になるのかはまだ分かりません。

<若宮町内会 藤島会長>

今、高麗会長がおっしゃったように、この町内会のエリアで、自分のところにシェアハウスがなない方はいらっしゃらないのではないかと思います。とにかく増えています。加藤会長もおっしゃったように、能條部長のところに行って相談すれば良いのですけれども、それはそこで解決するのですけれども、シェアハウスなのか一棟貸しなのか、アパートの鍵で受け渡しをするのかとか、色々な形態があると思いますよ。だから、それは自治会長がある程度把握しておかないと、やはり不安は取り除かれないのではないかなと思います。

これからは1対1ではなくて、点と点ではなくて、チームである程度それを把握しておかないといけないと思います。例えばアンケートを取っても良いので、それを把握するだけでも全然違うと思います。そうすれば、うちのこのシェアハウスは、例えば、倉川会長のところと同じ形態かなとかが分かるから、一覧表か何かにまとめて皆さんにお教えするということが自体は、これからの鎌倉の治安維持にもつながるし、絶対にやったほうが良いと思います。ぜひお願いしたいと思います。

それからもう1点ですけれども、今、市役所の電話は5時で終わりますよね。そうすると、5時が過ぎたら、例えば金曜日だったら月曜日まで待たないと駄目なのですよ。それで、直通番号に電話をしても、あれは守衛のところに行くのですよね。だから、例えばLINEをつなげるとか、職員皆がLINEを持つというのがあったら良いのではないかなと思いますけれど、すぐに連絡を取りたいときに、LINEなら無料だし、そういうものを利用しても良いのではないかなと思いますけれど、その辺はどのようにお考えですか。

<松尾市長>

現状としては、守衛室につながるようになっていきますので、そこでお話をいただければ、それを週末に担当を持っている部署、道路ですとかは持っていますので、そこにすぐ連絡が行くようになっていきます。市役所の庁内の職員は、おっしゃるように、LINEWORKSという手法などで瞬時にその情報が伝わるようになっていきますので、まずは守衛に御連絡いただいて案件をお話しいただければと思います。

<若宮町内会 藤島会長>

ワンクッション必ず置かなくてははいけないのですよね。そのワンクッションにかなり時間がかかると。やはりすぐに連絡を取りたいときがありますので、もっと良い方法ができるのではないかなと思いますけれど。

<松尾市長>

考えてみます。あと、私はSNSをやっていますので、私に連絡をいただければ、すぐに返信させていただきます。

<若宮町内会 藤島会長>

それでは二度手間になりますので、大丈夫です。忙しい方なので。

それから、今、リサイクルが鎌倉市は随分進んでいるということですから、以前、ふれあい地域懇談会で、布類などは業者に渡して、それをお金に換えて、市役所の資源になっていますということが分かったのです。それで、前のふれあい地域懇談会でも、皆さんが捨てたものは、これだけ市の財政に役立っているということをもっとアピールしたほうが良いと申し上げたことがあるのです。でも、いつも広報などを見ているのですけれど、あまりアピールがないのです。だから、これだけ役に立っていますよということをもっとアピールしていただければ、もっと回収率がよくなるのではな

いかなといつも思っています。期待しています。

<松尾市長>

ありがとうございます。広報でも、そういう出し方をするようにはしているのですが、十分届いてないという御指摘ですので、そこはさらに工夫して、分かりやすく出せるようにしたいと思います。

その他

＜由比ガ浜自治会 倉川会長＞

由比ガ浜二丁目に、由比ガ浜通りと琵琶小路を結ぶ細い路地がございます。セットバックをずっと市から要請を受けて、皆さん一生懸命応じてまいりました。ところが、道を抜けるところの最後の1棟が、今回、なぜかセットバックをされずに、前よりも通路を狭める形で建築許可が下りて、建設が今、始まっております。

これまでセットバックに応じてきた人たちからすれば、どうして最後の1棟が、通路を狭くして建築許可が出たのだろうと大変不審に思って、お怒りになった地域の方が建築指導課に問合せをしたところ、これは、一方のところが琵琶小路に接しているの、そちらが4メートルあるから良いと。肝心の通路の狭いところに関しては、セットバックをしなくて良いという説明を受けたということでした。2項道路と但し書き道路という、ちょっとこの条件が違う話がありまして、最後の1棟のところだけは、なぜか但し書き道路という扱いで良いよと言われて、ずっと2項道路だと思っていたものが、途中から但し書き道路に変わっているということで、誰も地域の人は知らなかったということがありました。

セットバックに応じてきた通路の人たちの土地の半分は市が買い上げてくれたらしいのですが、もう半分はそのまま放置されていたということも分かりました。そういったことも説明がなかったということと、最後の1棟のところが広がればちゃんとした道路になるのに、どうして最後の1棟をセットバックさせなかったのだろうということで、大変皆さん、訝しく思っております。

しかも、火災がハリス幼稚園の裏側で大きく起こりました。あれも通路、道路、路地に面したところでございました。私の話のところも細い道路でして、今回、ようやく消防車や救急車が通れる道路ができる、うれしいねと思っておったところ、むしろ逆行してしまったということで、地域の方々は大変お怒りになっているのです。そのことを、まず市長にもお伝え申し上げまして、何かしら対応策ができないものかと。

例えば、国立市では、富士見町という町名を反故にするような大きなマンションが建ったときに、そのマンションを取り壊しするという事例が、この4月に東京ではございましたけれども、セットバックに応じてきたことを台なしにしてしまうような、最後の1棟の建築を許してしまったこと、これは、取り壊しにしてもおかしくないのではという声も上がっている状況でございます。ぜひ御検討、お力添えいただきたいと思います。

＜松尾市長＞

具体的な場所が把握できていないものですから、きちんと把握をして、引き続き協議をさせていただければと思います。

＜由比ガ浜中央自治会 杉本会長＞

市長からの報告の第一部の4番で、支所を活用した防災対策についてというのがありまして、コールセンターを利用するということなのですが、私、この話は詳しく分からないので理解ができなかったのですが、これは自治会長もこのコールセンター、地域のつながり課に電話をするという形になるのでしょうか。災害時に電話がつながること自体が考えにくいかなと思ったのですが。

＜松尾市長＞

ありがとうございます。まず、基本的な市の対応の仕方ですが、台風や豪雨災害など、ある程度事前に予測ができる場合には、職員が出勤をしてきて体制を取ります。コールセンターも設置し

て、多くの方からの連絡を市役所にいただいても職員が取れるようにということで、24時間体制をとります。これは、台風とかが来る場合で、コールセンターを設置しますという案内をすれば、できている状況になっています。大体の場合が避難所の開設とセットでコールセンターも開設をするという形で行っています。なお、大地震の場合には、当然予測はできませんので、地震があった後に、速やかにそういう体制を取っていくことになりますので、すぐには繋がらない場合もあります。

今回の話は会長に絞ったお話なのですが、会長の場合には、色々な方から連絡があつて、それを市のほうに要望としてまとめて伝えられるというケースが考えられますので、コールセンターに連絡をいただくと、対応はするのですが、会長へのフィードバックまではできない体制となっているので、コールセンターではなくて、地域のつながり課に連絡をいただきたいというお願いになります。地域つながり課に連絡いただければ、どのように対応したかということも会長にまとめてフィードバックをさせていただくので、そういう形で臨みたいという御説明だったのですが、よろしいでしょうか。

<由比ガ浜中央自治会 杉本会長>

電話がつながる場合の災害のことですね。もっと大災害だと電話がつながらないかなと思いますので、そのときの対応も考えていただけると、こちらとしても安心するかなと思います。お願いします。

<松尾市長>

ありがとうございます。電話がつながらないときの状況といいますと、会長との直接のホットラインは確かにないのですが、市としては避難所との無線は用意をしています。

<由比ガ浜西自治会 兵藤会長>

4月に、突然花火が上がった夜がありまして、地域の沿岸部の皆さんは、結構びっくりされた方が多くて、特に犬を飼っていらっしゃる方で、すごい怒っている方がたくさんいらっしゃいました。やはり花火が怖い犬が多いので、花火大会は予測ができるので、皆さん、犬をどうにかかくまう形で、それぞれの御家庭で対処なさっているのですけれど、ああいう予測もなしに突然上げられてしまうと、花火が嫌いな犬がどこかに逃げて行方不明になったりとか、突然走って行って車にぶつかってしまったとか、そういう事故に遭ったときに、一体誰がその補償がきるのかなということもあります。

鎌倉市に電話をしたら、ふるさと納税の返礼で、あなただけの花火大会という枠が設けられていたということなのですが、自治会としても全く把握できていませんし、もちろんそういう連絡もなかったですし、このふるさと納税の花火大会に関しては、かなりの危険性が伴うという問題があると思います。市の対応としても、今、同じことを電話の先の方にお伝えしたら、犬のことで、すみません、そこまでは考えておりませんでしたという回答なのです。犬を飼っているほうからすると、そんなことがなぜ考えられないのかなと思ってしまうのですけれども、ちょっと安易過ぎるかなということで、その対応をお願いしたいと思います。

<総務部 藤林部長>

4月に、あなただけの花火ということで、あえてシークレットとした形で打ち上げるということで、一定の金額以上の寄附をいただいた方に、そのメニューとして設けたということで、実際に打ち上げさせていただいたのですが、たしかに兵藤会長がおっしゃるとおり、色々な意味での反響をいただきました。せめて事前に教えてくれないかということと、動物のお話もそうですし、やはり御高齢の方から、かなりびっくりされたというお声もいただいています。ただ、お知らせしないというこ

とが、実はそのふるさと寄附金の商品の目玉になっているので、そこの兼ね合いがやはり悩ましいところだと思っております。

あと、皆さんにお知らせできないのであっても、せめて自治町内会長だけにでも教えてくれないかというお声もいただいておりますので、寄附いただいた方の御厚意に沿いたいという気持ちもある反面、やはり、地元の方に対しての配慮も必要だと思っておりますので、今後の備え方というのは、また勉強していきたいと思っております。

<由比ガ浜西自治会 兵藤会長>

鎌倉市は、個人で打ち上げ花火は禁止していますよね。それだったら、その論理は成り立たないと思いますよ。音というのは個人が制御できるものではないですし、そしたら、打ち上げ花火はオーケーだという論理が成り立ってしまうと思いますよ。だから、これに関しては本当にやめたほうが良いと私は思います。

花火というのは、例えば、豊島屋とかだって、もう莫大な資金を投入して上げてくださっている。それが優良企業の粋なものであって、でも、それを豊島屋は別に自分がとか言わないですよ。だったら、個人は花火大会のときに、鎌倉の花火がさらに華やかになるということで、そこで打ち上げるという形にしたらどうですか。

《補足 環境部 環境保全課》

本市での花火に関する制限につきましては、鎌倉市深夜花火の防止に関する条例において、「深夜に公共の場所で地域の静穏を害する花火をしてはならない」と定めています。（深夜とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間です。）

<松尾市長>

御意見ありがとうございます。検討してまいります。

<北稲村ガ崎自治会 高麗会長>

由比ガ浜の中学校の話について、具体的なことを今日、初めて伺ったのですけれども、鎌倉市は、本当に色々な多様性が今、子供たちの中にもあって、ULTIAプログラムとかを数年前からやっていただいて、全国の中でも、そういったところを一生懸命やっていると市だなと思っています。それは本当に感謝しています。

不登校の問題はずっとありましたので、これができることで、子供たちの行き場が増えてくるのは良いかなと思う反面、こうやって分けてしまうことで、学校そのものが今後どういう体系になっていくのかなという心配もあり、それから、親御さんの中には、ここへ行ければ良いけれど、子どもは外へ出られないという声も多数聞くところでもありますので、今後のビジョンがあるならお聞きしたいし、その辺も踏まえて、ますます頑張っていただけると本当にありがたいと思っています。

<松尾市長>

ありがとうございます。最終的に目指すゴールは、フルインクルーシブ、横文字で申し訳ないのですけれども、決して分けるのではなくて、みんなが同じ学校に行けるということだと思っています。ただ、一足飛びにそこに行くのは難しいので、段階を踏んでそこに到達していくということを教育委員会とは共有をしているところです。そういう意味では、由比ガ浜中学校は、将来的にはなくなるこ

とが目標だったりもしますが、今は、一人一人の特性に合った授業の在り方、学校の在り方というのは、まだ過渡期なものですから、先生の体制ですとか、カリキュラムですとかは、まだできていなくて、手探りの状況にはなっていますので、この由比ガ浜中学校でそこをチャレンジしていくことで、今までは学校に行けなかった何十人という子どもが、ここで生き生きとして、こういう学校だったら行けるということが現実として見えれば、それを全学校に広げていくことになっていきますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

<由比ガ浜西自治会 兵藤会長>

先ほどの説明では、小・中で不登校児は300人以上ということですが、由比ガ浜の学校の定員はたしか30名ですよ。たった30名の定員で、一体どうやって対応できるのか。私は、そこに新しい校舎を建てるよりも、例えば、深沢高校は廃校になって、来年からもう生徒を受け入れませんよね。そしたら、あそこを不登校特例校にすれば、場所的にもとても中央であるし、それこそ300名入る余裕が校舎にありますから、そういう形は取れると思いますけれど、なぜ、わざわざ新しい施設を新設するのか。それも30名しか枠が取れない。そこら辺はどういうことなのかなと思います。

不登校児に関しては、日本全国の問題であって、それに対処する様々なグループがたくさんありまして、御存じかと思いますが、トーキョーコーヒーという、親がホストになっているグループが日本全国で形成されています。そういったグループの、実際に対応している人たちの現場の意見を聞かなかったら、学校の内容というのは、絶対に学校の先生だけではつくことはできないので、私は、そういうのをもちろん知っているのですよねと教育委員会の方に聞いたのですが、どなたも御存じでなかった。現場の意見を全然聞いてない。ただ、箱だけをつくる形で、内容は伴ってないというのをすごく感じたのですけれども、市長はそちらを御存じなのでしょう。

<松尾市長>

ありがとうございます。私もトーキョーコーヒーというのは知りませんでした。そこはちゃんと学びたいなと思いますけれども、まず、最初の質問で、たしかに深沢高校が使えるという可能性はあると思います。ただ、今、鎌倉市教育委員会が立っている状況としては、300人が入れる校舎で、不登校の人はみんなそこにいらっしやいと。それに対して、みんなが満足できる手段を持っているかという、まだ持っていないというのが現実です。きれいごとを言うわけではなくて、やはり不登校になるのには非常に複雑な要因があって、答えが一つではないので、その子その子に合った形でのカリキュラムを組んでしっかりと対応していかないと、今まで学校に行けなかった子が行けるようになるというのは簡単なことではないというのを、ULTLAプログラムなどを通じて感じてきたところです。定員30人なのですけれど、希望があれば、倍の60人ぐらいいは取っていこうというのは、教育委員会とも話をしているところが一つです。

あと、もう一つ、それでもこぼれてしまっている子はどうするのというところについては、フリースクールに行っているお子さんもいます。やはりそこが良いというお子さんもいらっしやって、そこに対して、市は補助を出していくということで対応しています。まだ十分ではないという声ももちろんいただくのですけれども、一歩目としてそこをやらせていただいて、今後、そこも充実していきます。子供から見て、世の中に選択肢がたくさんある状態、今までは公立学校に行けないとこぼれていくということがあったと思いますけれど、そこをフリースクールも含めて、しっかりと支えていくことをやっていきたいと思っています。

由比ガ浜中学校のカリキュラムは、かなり専門的なものを使っています。そして、不登校等に関わる、日本の中でもかなり有名なNPO等と一緒にやっていきますから、教育委員会の説明が足りな

かったようにも思いますけれども、相当の知見や経験、また現場の声というのを受け止めた形で、由比ガ浜中学校はスタートできると考えております。

<馬場ヶ谷親和会 仲島会長>

先週の木曜日に道路課から電話が入りまして、市長は特に御存じのはずですが、私どもの馬場ヶ谷の道路の上にハンプを取り付けてあります。今回の電話が、ハンプが傷んできたので修復しますということかと思ったら、修復ではなく撤去しますと。何で撤去するのかが分かりません。詳しい背景は伺っておりません。ハンプは、走行車両の速度抑制のために市のほうに11年前につけてもらった経緯があります。

一番の問題は、私どもが住んでいる場所ということだけではなくて、稲村ガ崎小学校の通学路でもあって、そのすぐ脇にあるわけです。学校のすぐそばで事故があってもよいものかと思うわけですよ。これも緊急稟議として、きちんと調べていただいて、たかだか小さなハンプですが、せっかくあるものなので、継続維持をお願いしたく思っています。もう1回つくり直すという話は全然出て来ず、その電話一本のみです。撤去がされれば、鎌倉で唯一無二のハンプがなくなることになります。地元として積極的に尽力したのは何の意味があったのかなということです。

<都市整備部 森部長>

ハンプが大分時間もたっていて、劣化をしている状況だという報告は受けております。この設置は、実験でやってみたいというメーカーに無償でやってもらったところもありますが、現在では、ハンプ自体が、国土交通省から技術的なものが示されているので、ああいうものを公道でやるというのは、鎌倉市だけではなく、全国的にもあまりないと思っております。そういった意味で、古くなったものは撤去するという考えですけど、新しい安全対策というのは、一緒に考えていきたいと考えております。

<松尾市長>

これまで、ふれあい地域懇談会でも議論になって、設置してきた経過があると認識していますので、一方的に外すということだけが会長に伝わっているとすると、申し訳なく思います。今後、どうするかということも含めて、御相談させていただきたいと思います。よろしくお願いします。